

ご利用の手引き

資金名	事業応援貸付			
目的	中小企業者の事業の発展に必要な資金を融資する			
融対象資者	次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、③に該当する者 ① 県内で事業を営む者 ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者 ③ 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取り組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる者 [その他のポイント①②③④]			
資金使途	業況の拡大や新事業展開等に必要となる設備資金及び運転資金			
借換	既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年1.75% (固定)	期間	10年以内 (うち据置2年以内)
	限度額	1企業・1組合 1億円	預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける (取扱金融機関が認める場合は不要)		
	責任共有制度	原則として対象 (責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く)		
	保証料軽減措置	あり (基準料率から2割軽減) [その他のポイント⑤]		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要)		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申込書類	① 信用保証委託申込書 (様式第1号) (信用保証を付す場合) ① 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第2号) (信用保証を付さない場合)			
添付書類	② 事業応援貸付事業計画書 (様式第3号) ③ 経営革新計画等に係る承認申請書及び承認通知書 (写) (経営革新計画の承認を受けた場合) [その他のポイント③] ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	<p>【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント⑥]</p>			
その他のポイント	<p>① 新分野事業に進出する場合については、客観的にみて、融資実行時点で新分野進出事業に着手していると判断できることが必要です。</p> <p>② 海外事業展開に取り組む場合で県内において事業を継続する見通しが無い場合は、当資金を利用することができません。</p> <p>③ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた場合、融資対象者③に記載の「融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる」ことを融資対象要件から除外します。この場合、経営革新計画等に係る承認申請書及び承認通知書 (写) の提出が必要です。</p> <p>④ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた方 (計画期間中に限る) 等は、別枠保証を利用できる場合があります。</p>			

- ⑤ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び事業応援貸付事業計画書（様式第3号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）